



様式第4号 (第6条関係)

平成 28 年 11 月 2 日

富士見市議会議長 津波 信子 様

会 派 名 富士見市民ネットワーク  
代 表 加藤 久美子

### 行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

#### 記

- 1 期 間 平成 28年 10月 28日
- 2 参加者名 加藤 久美子
- 3 場所（行政視察地・研修場所）  
（公財）市川房枝記念会女性と政治センター 東京都渋谷区代々木2-21-11  
Tel.03-3370-0238
- 4 調査・研修概要  
市川房枝政治参画フォーラム2016  
揺らぐ日本の社会保障制度

13：15～15：15基調講演「格差社会と民主主義」

法政大学教授 湯浅誠氏

- (1) はじめに 「当たり前」がキーワード  
自分の「当たり前」と他人の当り前は違う。なぜならコミュニケーションが取れないほど社会的格差が広がり、人々が階層に分断されて価値観が違ってきている。  
湯浅氏は自分の生き立ち、家族関係、ホームレス支援の経験から各自の見えている世界が異なることが分かったそうだ。（第1生命シンクタンク研究内容の紹介もある）  
1990年代、契約金の多寡が話題になり始めたプロスポーツの世界から一般社会にまでその価値観が浸透し、昨今のスクールカーストに及んでいるのでは。

国が給付型奨学金を検討しているが、多くの学生たちは実施に反対である。

さらに聞くと「借りたものは返すのが当たり前でしょう」と答え、以前の給付されていた時代が忘れ去られ、今が当たり前と考えようとしなない。

## (2) 多数派民主主義を越えて

2012年の橋下大阪府知事の誕生した選挙で、現職の平松氏は敗れたが前回より票を伸ばした。橋下氏ではない選択をした少数派の人々は、さらに外交力を持ってブリッジしていくことが大事である。自分たちの「当たり前」を広げず、信じられないと片付けないで実践的に少数者の当たり前を作っていくことが大事である。

身近な例で子ども食堂に来た高校生が、テレビの団欒シーンで鍋を囲んでいるのをフィクションと思っていたが、実際に献立で鍋が出され驚いていた。それまで鍋料理を食べた事がなかったということである。自分たち少数者の当りを意識化することで相手に何にがヒットするか、やる気のスイッチが入るか分からないが、やってみることで多数派に理解・選択してもらえる可能性が広がるのではないか。

現状の多数派民主主義を嘆くのではなく、多数を変えていくことにはどうしたらよいか実践していく。

## (3) 政策決定の力学

2008年派遣村の取り組みから著書「反貧困」を出版。

今年度、高校教科書に掲載されたが、大多数が見ようとしていない貧困の可視化が大事で以前、民主党政権下で参与をして政策立案を含め多くの経験をした。

政策を立て予算の裏付けをするために何が必要か。

ある政策に2割が賛同、6割が揺れ動き、2割が反対だとすると立案するために全方位を見るということが税金を投入することだと考える。

例えば100万人の強い賛同の少数派の人より、賛同をするかしないか揺れ動いている6,000万人のグレーの人が大事だということだ。

だから可視化でグレーの人々に納得感を与え、合意形成が必要ということ。

宮城県岩井市の例で復興のために100回ワークショップを重ねたところが結果的に復興のトップランナーになった。

市長のリーダーシップで、トップダウンで進められた地域が得てして「そんなことは聞いていない」と市民からの巻き返しでとん挫している。

時間がかかっても揺れ動く人々に、繰り返し話し合いの機会があれば、最終的に方向が定まってくる事例である。話し合いで最初は言い合うだけが積み重ねで相手の考えを理解する、落としどころが見えてくる、お互いに納得する、このプロセスが大事なのだ。

15:30~17:30 今後の介護保険法改正と総合事業の行方を探る

淑徳大学総合福祉学部教授 結城康博氏

結城氏は昨年まで厚生労働省の老健事業部会に所属、総合事業の在り方を検討した。

### (1) 介護保険法の改正の背景

2015年6月30日の閣議決定で「経済財政運営と改革の基本方針2015について」の概略説明。それを具体化した2016年5月18日の財政制度等審議会では、軽度者に対する生活援助は日常負担に対する援助なので原則自己負担(一部補助)の仕

組みに切り替える。福祉用具に競争原理を取り入る、通所介護は地域支援事業への移行、民間事業所の報酬単価の引き下げ、介護保険料の2割負担等。

社会保障関係費の過去3年間の増加分が約1兆5千万円、その基調を2018年度まで継続し、約5,000億円を削減する制度改革に取り組むとした。

さらに2016年10月6日に政府・与党は要支援1・2の生活援助利用者の自己負担を2割にする、または民間事業者の報酬を引き下げて淘汰を図る方向で検討している。

## (2) 総合事業の取り組みと行方について

厚生労働省は総合事業サービスの要支援1・2の対象者を介護保険の受給者とは言わず、さらなる自己負担ありきで検討している。

地域支援事業は自治体の責任でどこまで充実させるかが問われている。全国の各自治体で総合事業移行に向けて取り組んでいるが、自治体向けに話す機会の多い結城氏は、そのうちの2割程度の自治体しか成功しないだろうと推論していた。

まず利用者の選択ができるという名目の混合介護の導入で、老後の暮らし方に格差が生じることになり、金と運と人間関係に左右される。

生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの役割に課題、変革が求められてくる。

まだ検討・試行段階の自治体が多く、困難な地域性もあり松戸市の事例を取り上げられたが、以前から作られていた市民のボランティア意識、NPO団体の形成など様々な条件に支えられている。

## 5. 感想及びまとめ

基調講演の湯浅誠氏は、民主主義の揺らぎが進行していると考えれば、格差社会の進化と背中合わせで考えられると捉えている。

大学で多くの学生と接し、1回に250人近くのワークショップをしていて当たり前の違い、価値観の変容にも話の中で触れられた。

何回もの非常に時間のかかる話し合いが意見のすり合わせ、一定の結論を見い出せる手法であるなら多数派民主主義の対抗軸が出てくるかもしれないと考えさせられた。

政策の立案で揺れ動く大多数の人々にどう納得してもらうかは興味深かった。湯浅氏が深くかかわった生活困窮者自立支援法は、機が熟していないという意味で時期尚早だったがあの時しかなかったと言っていた。

今、自治体で取り組まれているが社会福祉協議会に6割が委託、生活保護係と分離していない。未熟な状況で、これからしっかりと育てなければならないと締めくくられたが取り組み方の違い、市民自身の意識化に難しさがある。

介護保険法と総合事業については、国の方向で各自治体に取り組まなければならない。高齢者自身が大事なことと認識しなければならない。

インフォーマルなサービスがどこまで充実させられるか課題だと考える。

ケアマネージャの質も問われ、さらに研修をすることが求められる。

介護保険の見直しで、混合介護、要介護1・2の利用料の負担増、地域包括支援センターの変革などめじろ押しに出されてくる根本には社会保障費の削減があり、選択肢の多様化、自己負担が前面に出てくる。今日の状況は、高齢者の安心が担保されるはずだった介護保険制度の変質といえないだろうか。

\*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管